

姫 監 公 表 第 2 号

令和 6年 2月 8日

| | |
|---------|---------|
| 姫路市監査委員 | 三 輪 徹 |
| 同 | 芝 野 稔 |
| 同 | 有 馬 剛 朗 |
| 同 | 重 田 一 政 |

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 観光経済局（前期）定期監査及び関係補助金等交付団体監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局（前期）定期監査結果報告書

令和5年度 観光経済局（前期）定期監査（行政監査を含む。）
及び関係補助金等交付団体監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく補助金等交付団体監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

観光経済局

観光文化部 観光課、文化コンベンション課、文化国際課

出先機関 美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館、
国際交流センター

イ 補助金等交付団体監査

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 補助金等交付団体監査

監査は、補助金事業が補助金交付の目的に沿って運営されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、会計諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和5年9月5日から同年11月21日まで

イ 補助金等交付団体監査

監査事務局及び現地

令和5年10月10日から同年11月21日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(2) 補助金等交付団体監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 給付金等交付関係事務

姫路市観光事業者エネルギー価格高騰等支援補助金の交付及び支出において、補助金の算出基礎となる経費について、一部の事業所の経費に自宅使用分も含めて算出し、交付していた。

事業活動において使用する経費のみで算出し、交付すべきである。